

ア) 法律で特殊な保管管理や取引の方法が規定されていることにより、流通過程に特別なコストがかかっている医薬品

イ) 希少疾病用医薬品や競合品のない新医薬品、又は採算割れにより安定供給に支障を及ぼすおそれのある医薬品など他に代替品がなく医療上重要な医薬品

(以下略)

平成18年12月20日

**「アルブミン製剤」及び「免疫グロブリン製剤」の国内自給  
推進のための方策に関するワーキンググループからの中間報  
告について**

○ワーキンググループ運営要綱	1
○ワーキンググループメンバー	2
○ワーキンググループ開催状況	3
○アルブミン製剤及び免疫グロブリン製剤の国内自給の推進に向けた具体的方策 についてのワーキンググループからの提案	5
○アルブミン製剤等の国内自給の推進に向けた中長期的課題	7
○アルブミン製剤及び免疫グロブリン製剤の国内自給の推進に向けた方策の検討 ワーキンググループからの中間報告	8

